

北海道告示第10354号

令和4年北海道告示第10467号（北海道立都市公園に係る公園施設の利用料金の額）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

2 北海道立野幌総合運動公園

(1) 指定管理者の名称

一般財団法人北海道体育文化協会

(2) 利用料金の額

ア イ以外の場合

区 分		利 用 料 金 の 額	
		変更前	変更後
ホッケー・ サッカー場	人工芝	1面1時間につき 2,640円	1面1時間につき 3,930円
	天然芝	1面1時間につき 2,480円	1面1時間につき 3,060円
ラグビー場		1面1時間につき 2,480円	1面1時間につき 3,060円
水 泳 プール	全 部 利 用 の 場 合	1時間につき 10,300円	1時間につき 11,350円
	1 学齢に 達しない 者、小学 校の児童、 中学校の 生徒及び これらに 準ずる者 に係る競 技会、練 習会等に 利用する 場合	1時間につき 10,300円	1時間につき 11,350円
	2 高等学 校の生徒 及びこれ に準ずる 者に係る 競技会、 練習会等 に利用す る場合	1時間につき 19,400円	1時間につき 21,360円
	3 1及び 2以外の	1時間につき 38,300円	1時間につき 42,500円

	者に係る 競技会、 練習会等 に利用す る場合		
コ ー ス 利 用 の 場 合	1 学齢に 達しない 者、小学 校の児童、 中学校の 生徒及び これらに 準ずる者 に係る競 技会、練 習会等に 利用する 場合	1 コース 1 時間につき 1,600円	1 コース 1 時間につき 1,770円
	2 高等学 校の生徒 及びこれ に準ずる 者に係る 競技会、 練習会等 に利用す る場合	1 コース 1 時間につき 2,800円	1 コース 1 時間につき 3,120円
	3 1 及び 2 以外の 者に係る 競技会、 練習会等 に利用す る場合	1 コース 1 時間につき 5,580円	1 コース 1 時間につき 6,230円
個 人 利 用 の 場 合	1 高等学 校の生徒 及びこれ に準ずる 者	1 人 2 時間以内300円、2 時 間を超えるときはその超え る時間 1 時間につき160円	1 人 2 時間以内390円、2 時 間を超えるときはその超え る時間 1 時間につき230円
	2 1 以外 の者（学	1 人 2 時間以内620円、2 時 間を超えるときはその超え	1 人 2 時間以内780円、2 時 間を超えるときはその超え

	<p>齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）</p>	<p>る時間 1 時間につき 330円</p>	<p>る時間 1 時間につき 390円</p>
<p>定期券 (1 月券)</p>	<p>1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者</p>	<p>3, 100円</p>	<p>3, 900円</p>
	<p>2 1 以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)</p>	<p>6, 200円</p>	<p>7, 800円</p>
<p>回数</p>	<p>1</p>	<p>1, 500円</p>	<p>1, 950円</p>

	券 (6 回券) (1 回あ たり 2時 間以 内の 利用 とす る。)	高等 学校 の生 徒及 びこ れに 準ず る者		
		2 1以 外の 者(学 齢に 達し ない 者、 小学 校の 児童、 中学 校の 生徒 及び これ らに 準ず る者 を除 く。)	3,000円	3,900円
テニスコ ート	平日(繁忙 期の大会利 用除く)		1面1時間につき 高校生以下 690円 一 般 1,380円	1面1時間につき 高校生以下 780円 一 般 1,570円
	土曜日・日 曜日・休日 及び大会利 用(繁忙期)		1面1時間につき 1,380円	1面1時間につき 1,570円
	メイ	1 学 齢に 達し ない	1時間につき 2,080円	1時間につき 2,490円

体育館	全部利用の場合	ンア リー ナ	者、 小学 校の 児童 中学 校の 生徒 及び これ らに 準ず る者 に係 る競 技会 練習 会等 に利 用す る場 合				
		2	高 等学 校の 生徒 及び これ に準 ずる 者に 係る 競技 会、 練習 会等 に利 用す る場 合	1時間につき	3,830円	1時間につき	4,250円
		3 1		1時間につき	6,100円	1時間につき	8,000円

	及び 2以外 の者に 係る競 技会、 練習会 等に利 用する 場合			
サブ アリーナ	1 学 齢に達 しない 者、小 学校の 児童 中学校 の生徒 及びこ れらに 準ずる 者に係 る競 技会、 練習会 等に利 用する 場合	1時間につき	770円	1時間につき 1,060円
	2 高 等学	1時間につき	1,330円	1時間につき 1,700円

		校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合		
		3 1 及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 2,340円	1時間につき 3,060円
個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内160円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき90円	1人2時間以内180円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき90円
	2	1以外の者（学齢に達しない者、小学校の	1人2時間以内320円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき170円	1人2時間以内400円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき180円

		児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)		
	回数券(6回券) (1回当たり2時間以内の利用とする。)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	800円	900円
		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,600円	2,000円
軟式野球場			1時間につき 2,000円	1時間につき 2,460円
入場料	1 学齢に達しない者、小学		1時間につき 3,140円	1時間につき 4,100円
			半日につき 10,500円	半日につき 11,750円



硬式野 球場	を 徴 収 し な い 場 合	校の児童、 童、中学 校及び高 等学校の 生徒、大 学の学生 並びにこ れらに準 ずる者に 係る競技 会、練習 会等に利 用する場 合	1日につき 16,500円	1日につき 16,990円
	2 1以外の 者に係る 競技会、 練習会等 に利用す る場合		1時間につき 6,000円	1時間につき 7,680円
			半日につき 19,360円	半日につき 19,930円
			1日につき 32,890円	1日につき 34,000円
入場料を徴収す る場合		半日につき入場料の額（入 場料の額に段階があるとき は、その最高額。以下同じ。） に60を乗じて得た額（その 額が19,300円に満たない場 合は、19,300円）	半日につき入場料の額（入 場料の額に段階があるとき は、その最高額。以下同じ。） に60を乗じて得た額（その 額が19,930円に満たない場 合は、19,930円）	
		1日につき入場料の額に100 を乗じて得た額（その額が3 2,890円に満たない場合は、 32,890円）	1日につき入場料の額に100 を乗じて得た額（その額が3 4,000円に満たない場合は、 34,000円）	
陸上競 技場	全部利用の場合		1時間につき 3,400円	1時間につき 3,960円
	個人 利用 の場 合	1 高等学 校の生徒 及びこれ に準ずる 者	1人1回につき 160円	1人1回につき 180円
		2 1以外 の者（学 齢に達し ない者、	1人1回につき 320円	1人1回につき 400円

		小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）		
	回数券 (6回券) (1回当たり2時間以内の利用とする。)	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	800円	900円
		2 1以外の者 (学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,600円	2,000円
合宿所	1	学齢に達しない者、小学	1人1泊につき 3,000円	1人1泊につき 3,540円

	校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者		
2	1以外の者	1人1泊につき 3,560円	1人1泊につき 4,420円

イ JOC・北海道パートナー協定に基づき利用する場合

区 分		利 用 料 金 の 額	
		変更前	変更後
ホッケー・サッカー場	人工芝	1面1時間につき 1,905円	1面1時間につき 3,275円
	天然芝	1面1時間につき 1,370円	1面1時間につき 2,355円
ラグビー場		1面1時間につき 1,370円	1面1時間につき 2,355円
水 泳 プールの 場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1時間につき 5,950円	1時間につき 8,735円
	2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1時間につき 11,200円	1時間につき 16,435円
	3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等を利用す	1時間につき 22,300円	1時間につき 32,695円

	る場合		
コース利用の場合	1 年齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1 コース 1 時間につき 740円	1 コース 1 時間につき 1,365円
	2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1 コース 1 時間につき 1,400円	1 コース 1 時間につき 2,405円
	3 1 及び 2 以外の者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1 コース 1 時間につき 2,790円	1 コース 1 時間につき 4,795円
個人利用の場合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1 人 2 時間以内300円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき160円	1 人 2 時間以内390円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき230円
	2 1 以外の者（年齢に達しない者、小学校の	1 人 2 時間以内620円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき330円	1 人 2 時間以内780円、2 時間を超えるときはその超える時間 1 時間につき390円

		児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)			
テニスコート			1面1時間につき 1,250円	1面1時間につき 1,570円	
体育館	全部利用の場合	メインアリーナ	1 年齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき 1,115円	1時間につき 1,920円
			2 高等学校の生徒及びこれに準	1時間につき 1,905円	1時間につき 3,275円

	ずる 者に 係る 競技 会、 練習 会等 に利 用す る場 合			
	3 1 及び 2以 外の 者に 係る 競技 会、 練習 会等 に利 用す る場 合	1時間につき	3,575円	1時間につき 6,155円
サブ アリー ーナ	1 学 齢に 達し ない 者、 小学 校の 児童 中学 校の 生徒 及び これ らに 準ず	1時間につき	410円	1時間につき 820円

<p>る者に係る競技会、練習会等に利用する場合</p>		
<p>2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合</p>	<p>1時間につき 710円</p>	<p>1時間につき 1,315円</p>
<p>3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用す</p>	<p>1時間につき 1,370円</p>	<p>1時間につき 2,355円</p>

		る場合		
個人利用の場合	1	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内160円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき90円	1人2時間以内180円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき90円
	2	1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人2時間以内320円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき170円	1人2時間以内400円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき180円
軟式野球場			1時間につき 1,435円	1時間につき 2,460円
硬式野球場	1	学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等を利用する場合	1時間につき 1,835円	1時間につき 3,155円
			半日につき 6,150円	半日につき 9,040円
			1日につき 8,900円	1日につき 13,075円
	2	1以外の者に係る競技会、練習会等を利用す	1時間につき 3,440円	1時間につき 5,915円
			半日につき 10,450円	半日につき 15,335円
			1日につき 17,850円	1日につき 26,155円



		る場合		
	入場料を徴収する 場合	半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が10,450円に満たない場合は、10,450円）	半日につき入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が15,335円に満たない場合は、15,335円）	
		1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が17,850円に満たない場合は、17,850円）	1日につき入場料の額に100を乗じて得た額（その額が26,155円に満たない場合は、26,155円）	
陸上競技場	全部利用の場合	1時間につき 2,305円	1時間につき 3,960円	
	個人利用の場合	1人1回につき 115円	1人1回につき 180円	
	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者			
	2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）	1人1回につき 320円	1人1回につき 400円	
合宿所	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	1人1泊につき 1,870円	1人1泊につき 3,220円	
	2 1以外の者	1人1泊につき 2,340円	1人1泊につき 4,025円	

備考

- 1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。
- 3 イの表に掲げる額は、北海道立都市公園条例で規定されている利用料金の上限額から50%割り引いた額を基本とし、端数が生じた場合は切り上げている。

ただし、上記により算出した額がアの表より高い場合は、アの表の同項目に係る欄

に掲げる額を適用する。

4 繁忙期とは、6月1日から9月30日までとする。